

事後審査型一般競争入札における適正な入札の徹底について

1 趣旨

不適切な入札の排除を徹底し、競争環境の公正性を確保するため、資格要件を満たしていない者による入札に対するモニタリングの強化及びペナルティの厳格化を図る。

2 内容

(1) モニタリングの強化

県による入札結果の定期モニタリングに加えて、入札参加者同士の相互モニタリング等により不適正な入札行為を抑止するため、資格要件を満たしていない疑いのある者の入札行為を対象としたメール通報窓口を設置する。

ア 定期モニタリング

公表した入札結果により、制度所管課（「建設産業課」をいう。以下同じ。）において、業種・格付等の客観的な要件項目を満たしていない入札者の有無を確認する。

イ 通報窓口

項目	内容
通報の方法	ホームページに設置した専用メールフォームから通報 ※ 広島県の調達情報からアクセス (URL: https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/)
通報者	条件なし（匿名通報）
通報対象	資格要件を満たしていない者による入札行為 (事後審査型一般競争入札により広島県が発注した建設工事等)
通報する内容	・対象案件の特定情報（工事名、公告日等） ・資格要件を満たしていない疑いのある入札者の名称 ・資格要件を満たしていない具体的事実 (例：〇〇市内に営業所がない等)

※ 通報対象外案件に係る情報、通報内容に不備がある情報は調査対象外

- ・通報対象外案件・・・指名競争入札案件、県以外が発注案件、県の物品・委託役務業務の案件等
- ・通報内容の不備・・・対象入札者名の記載が不正確、資格要件を満たさない具体的事実の記載がない等

ウ 疑義が確認された場合等の対応

定期モニタリングで疑義が確認された場合、又は外部通報があった場合は、(2)により制度所管課が発注機関と連携して調査を行う。

(2) 資格要件等に係る調査（落札候補者以外の入札者）

事後審査型の一般競争入札において、資格要件を満たしていないにも関わらず入札した疑いがある落札候補者以外の者に対して調査を行う。

ア 公告共通事項の見直し

調査の実施について明確化するため、次のとおり事後審査型一般競争入札における公告共通事項を見直す。

（改正内容）

改正前	改正後
7 (2) 開札手続の終了後に、資格要件確認書類提出依頼書により落札候補者に対して資格要件確認書類の提出を求めるものとする。ただし、必要に応じて落札候補者以外の入札参加者に対しても資格要件確認書類の提出を求めることがある。提出方法は、電子入札システムにより提出（電子入札案件に限る。）すること。	7 (2) 開札手続の終了後に、資格要件確認書類提出依頼書により落札候補者に対して資格要件確認書類の提出を求めるものとする。ただし、 資格要件を満たしていない者が入札したと疑われる場合など 、必要に応じて落札候補者以外の入札参加者に対しても資格要件確認書類の提出を求めることがある。提出方法は、電子入札システムにより提出（電子入札案件に限る。 ただし、落札決定後に提出を求める場合を除く。 ）すること。

イ 調査の実施

定期モニタリングや通報窓口への提供情報の結果等を踏まえ、制度所管課が調査の実施を決定し、発注機関と連携して調査を実施する。

同調査においては、資格要件の確認と合わせて、資格要件を満たしていないにも関わらず入札した理由等について調査する。

ウ 調査結果の取扱い

対象入札者が資格要件を満たしていなかった場合、当該入札者に対して原則として指名除外を措置する。

(3) 指名除外の運用の厳格化

事後審査型の一般競争入札において、資格要件を満たしていないにもかかわらず入札した場合の指名除外措置を厳格化する。

ア 運用の厳格化

	改正前	改正後
錯誤による場合	限定的に措置 ※ 情状酌量の余地がある場合は、原則として指導にとどめ、同様の行為を複数回繰り返した場合などに措置	原則として措置 ※ 技術要件に関する解釈の相違など、入札を行ったことについて相当な合理的理由が認められる場合を除き措置
故意による場合	措置	同左

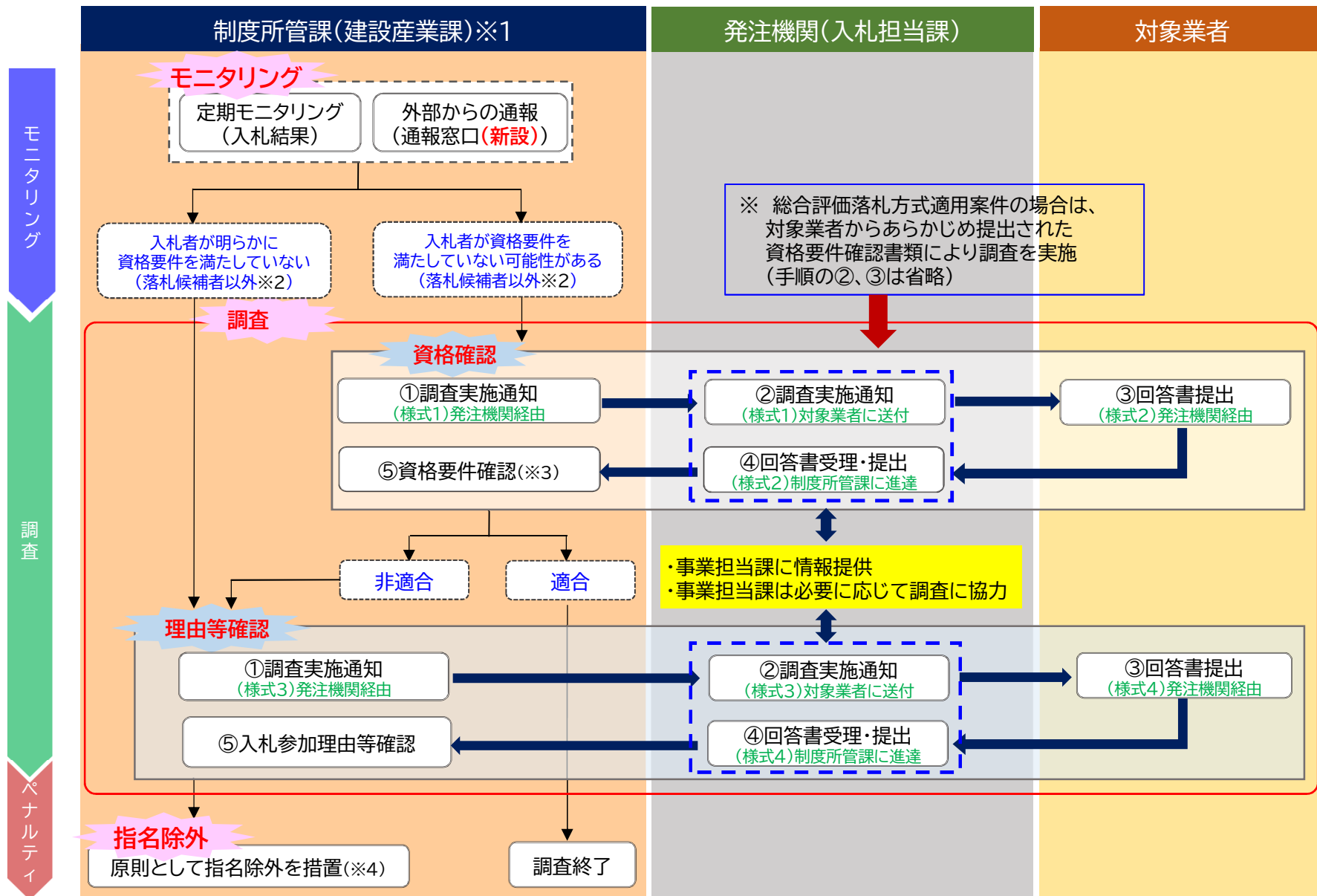
イ 公告共通事項の見直し

運用の厳格化に合わせて、次のとおり公告共通事項を見直す。

改正前	改正後
7 (5) 提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合は、当該入札者に対し指名除外措置を行うことがある。 (6) 次のアからウのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなし、当該入札者に対し指名除外措置を行うことがある。 ア 発注機関の長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合 イ 資格要件の確認のために発注機関の職員が行った指示に従わない場合 ウ 提出した資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合	7 (5) 提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合は、原則として当該入札者（落札候補者以外の入札者を含む。）に対し指名除外措置を行う。 (6) 次のアからウのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなし、原則として当該入札者（落札候補者以外の入札者を含む。）に対し指名除外措置を行う。 ア 発注機関の長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合 イ 資格要件の確認のために発注機関の職員が行った指示に従わない場合 ウ 提出した資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合

3 施行期日

令和7年3月1日以降に公告する案件から実施する。



- ※1 必要に応じて技術管理担当課と協議
 ※2 落札候補者については発注機関で資格審査を行うため本フローの適用対象外
 ※3 落札者の決定プロセスとは異なるため、指名業者等選定委員会の審議は行わない
 ※4 公告文の解釈の相違等が認められる場合を除いて、原則として指名除外を措置